

●時の話題&私の思い

「会計年度任用職員制度」の導入で 臨時・非常勤職員の働き方が変わる?

自治労連愛知県本部
副執行委員長
鈴木 常浩

地方自治体に働く非正規職員は、臨時・非常勤・嘱託・パート・アルバイトなど様々な名称で働いています。任用根拠については、地方公務員法の3条3項（特別職）、22条（臨時職員）、17条（非常勤職員）のいずれかにあたりますが、保育士や給食調理員など同じ職種であっても自治体によって任用根拠が異なる状態が続いてきました。

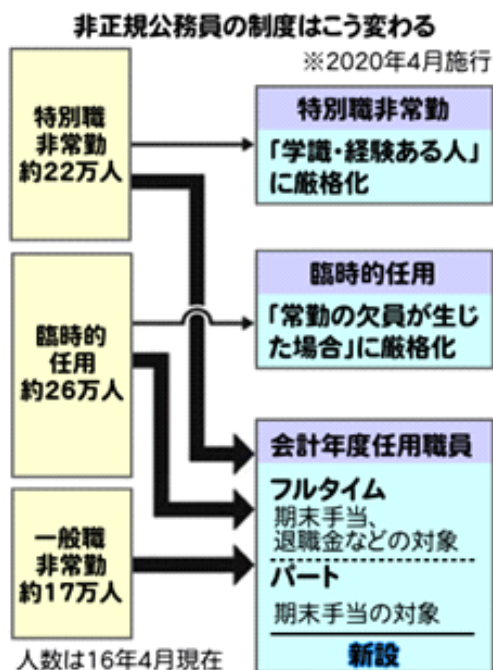
今年5月にこれらの非正規職員の任用根拠を明確にするため、地方公務員法ならびに地方自治法の一部改正が行われ、2020年4月に「会計年度任用職員制度」が始まります。

今年8月に総務省は制度導入に向けた必要

な準備を自治体が進めるために、「事務処理マニュアル」（第1版）を作成しました。今年度中に、臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議も経ながら来年度にむけて、確定していくことを呼びかけています。

会計年度任用職員は、勤務時間がフルタイムであれば一般職と同じように賃金・手当を支給することができるとして、賃金水準も初任給を基準とするなどの考え方を示しています。期末手当や退職金を支給することができるとしていますが、勤務時間が1分でも短い職員をパート職員として、期末手当のみの対象とするなど格差を法的に容認するという問題点を残しています。

さらに、期末手当支給が法律上明確になったものの、財源保障は明確になっていないため、現在の賃金・待遇が維持されるかどうかは自治体の判断に委ねられることとなります。そのため、労働組合がこの制度を充実させるために、職場に働く非正規職員を組合に迎え入れながら、より良い条件を作り上げるために仲間の声を運動につなげる努力が必要です。



(出典)「朝日新聞」3月8日付より作成